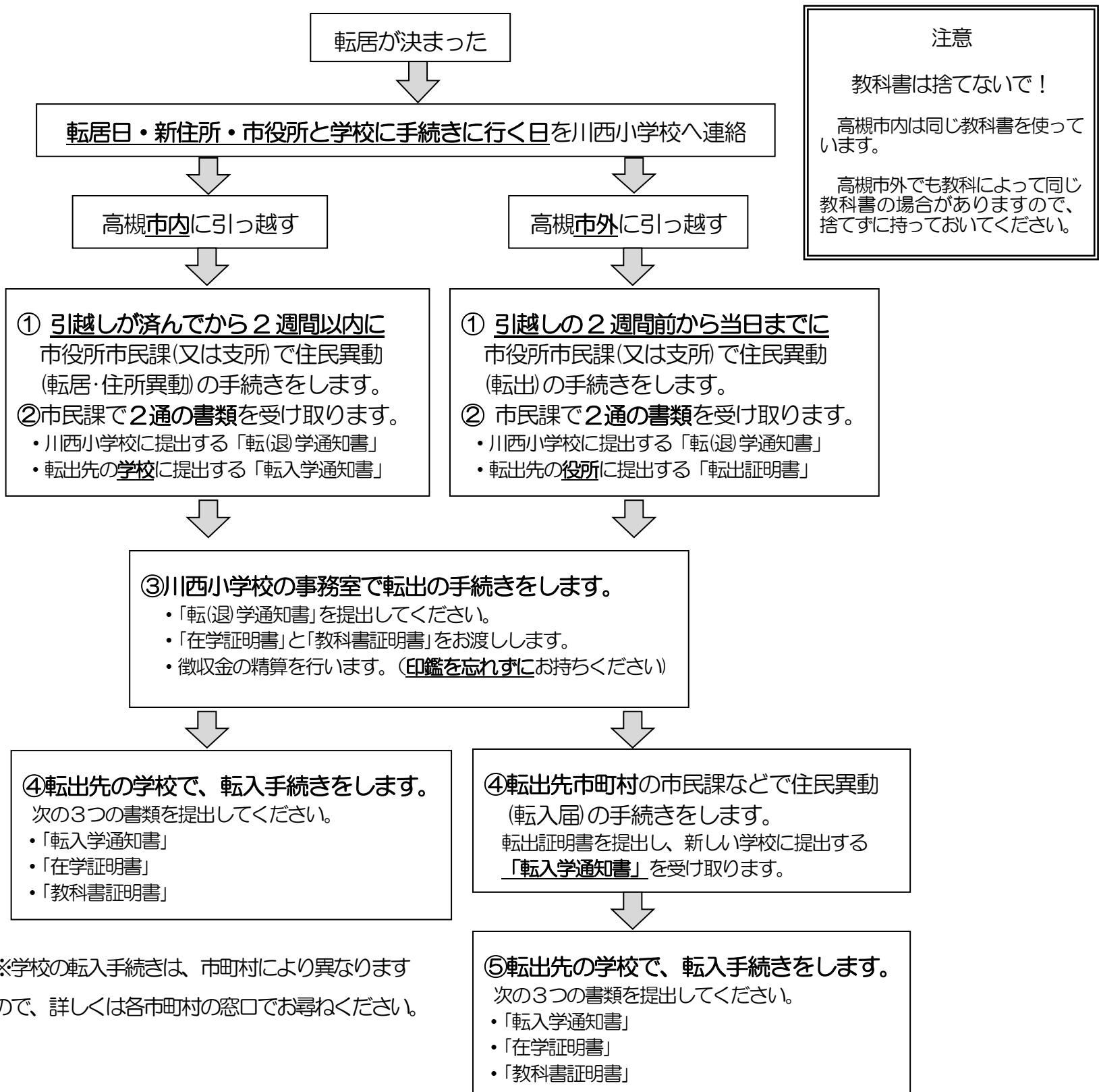


# 転出の手続き

◆転居が決またら、手続きを進める前に、まず川西小学校へご連絡ください。(TEL 072-681-5620)

徴収金の精算や転出書類の作成が必要なため、お早めにご連絡をお願いします。



※学校の転入手手続きは、市町村により異なります  
ので、詳しくは各市町村の窓口でお尋ねください。

## ◆校区内の転居、海外に引っ越す場合など

- ・川西小学校の校区内に引越しをする場合は、転居日と新住所、電話番号(変わるもののみ)を学校へ連絡し、転居後、市役所市民課で転居届を出してください。また、親権が変わる場合などもご連絡ください。
- ・外国の学校(現地校)や、海外の日本人学校への転校の手続きは「退学」手続きになります。  
詳しくは、高槻市教育委員会教育指導課にお尋ねください。

## ◆校区外通学について

校区外通学(川西小学校の校区外に住んでいて、川西小学校に通学すること)は、原則として認められていません。  
ただし住宅の建て替え等による仮転居や、最終学年の場合は特別に認められる場合がありますので、事情があつて  
校区外通学を希望される場合は、教育委員会教育指導課にご相談ください。

## ◆次年度に新1年生になるお子さんがおられる場合

川西小学校への『就学通知』を受け取っておられる場合は、転居すること  
が決まり次第、必ず教育委員会教育指導課と川西小学校へご連絡ください。

